

## 宮城県中小企業融資制度要綱等改正の要点 (令和3年4月1日施行)

### 1. 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金の創設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金の融通を円滑にするため、金融機関が当該事業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営安定や生産性等の向上を図ることを目的とする。

- (1) 融資の対象 次の①から③のいずれかの認定を市町村から受け、経営行動に係る計画を策定した中小企業者等
- ① セーフティネット保証第4号による認定
  - ② セーフティネット保証第5号による認定  
※売上高等の減少が15%以上のものに限る。
  - ③ 危機関連保証による認定  
※①と③は新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限る。
- (2) 融資の手続 融資を受けようとする中小企業者等は、取扱金融機関又は信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の①及び②所定の書面を添付するものとする。ただし、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は、経営者保証免除対応確認書を添付するものとする。
- ① セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定書
  - ② 経営行動計画書 以下の内容を満たすもの又は含むものとする。
    - イ 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
    - ロ 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む）と課題を克服するための取組事項
- (3) 取扱期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証申込を受け付けたものとする。ただし、危機関連保証の認定を受けたものについては、危機関連保証の指定期間内に融資実行されたものとする。
- (4) 資金の用途 運転資金及び設備資金。ただし、借換えは、原則として県制度融資によるものに限る。
- (5) 融資の条件
- ① 融資限度額 一企業 4,000万円
  - ② 融資利率 年 1.60%以内（固定）
  - ③ 償還期間 一括返済の場合 1年以内  
分割返済の場合 10年以内（据置5年以内）
  - ④ 保証人 原則として法人代表者以外不要
  - ⑤ 担保 必要に応じて徴求
  - ⑥ 信用保証料 0.85%  
※経営者保証免除対応を適用する場合、0.2%上乗せ
  - ⑦ 保証料の補助 0.65%に相当する額を国が補助  
※経営者保証免除対応により、0.2%上乗せされている場合、0.85%に相当する額を国が補助

## 2. 事業再生計画実施支援資金(感染症対応枠)の創設

多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により、業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。

- (1) 融資の対象 独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業再生支援協議会、宮城県産業復興相談センター等の指導又は助言を受けて策定した事業再生の計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等
- (2) 資金の使途 運転資金及び設備資金 ただし、事業再生の実施に必要な資金に限る。
- (3) 取扱期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証申込みを受け付けたものとする。
- (4) 融資の条件
- |          |  |
|----------|--|
| ① 融資限度額  | 一企業等 8,000万円   |
| ② 融資利率   | 1.60%以内(固定)  |
| ③ 償還期間   | 一括返済(運転・設備) 1年以内<br>分割返済(運転・設備) 15年以内(据置 5年以内)   |
| ④ 保証人    | 原則として法人代表者以外不要   |
| ⑤ 担保     | 必要に応じて徴求   |
| ⑥ 信用保証料  | 責任共有制度対象 借入金に対し、0.8%<br>責任共有制度対象外 保証委託額に対し、1.0%<br>※経営者保証免除対応を適用する場合は、0.2%を上乗せする。        |
| ⑦ 保証料の補助 | 責任共有制度対象 0.6%に相当する額 国が補助<br>責任共有制度対象外 0.8%に相当する額 国が補助<br>※経営者保証免除対応を適用の場合、それぞれ0.2%上乗せする。 |

## 3. 事業承継資金・経営承継借換枠の創設

経営承継を予定している会社である中小企業者であって、その経営者が経営者保証を提供していることがその承継に障害になっている場合において、経営者保証を提供している金融機関からの借入れによる債務を経営者保証が不要とする融資に借り換えるための資金について保証を行うことにより、経営者保証の解除を行い、もって中小企業者の経営の承継の円滑化・事業の継続に資することを目的とする。

- (1) 融資の対象 次の①から③いずれにも該当する会社である中小企業者
- ① 次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継に関する法律第12条第1項1号二の規定による経済産業大臣の認定を受けていること。
- イ 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務保証をしていることにより、当該中小企業者の事業活動に支障が生じて

いと認められること

- ロ 認定申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと
  - (イ) 資産超過であること
  - (ロ) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
  - (ハ) 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること

- (2) 資金の使途 認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）とする。ただし、借換えは、県制度融資によるものに限る。
- (3) 融資の条件
- |         |       |                |
|---------|-------|----------------|
| ① 融資限度額 | 一企業等  | 8,000万円        |
| ② 融資利率  | 年     | 1.50%          |
| ③ 償還期間  | 運転・設備 | 10年以内（据置 1年以内） |
| ④ 保証人   |       | 徴求しない          |
| ⑤ 担保    |       | 取扱金融機関又は協会所定   |
| ⑥ 信用保証料 |       | 協会所定           |

#### 4. みやぎ中小企業復興特別資金について

##### (1) 取扱期間の延長

「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限の延長に伴い、みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間を令和4年3月31日まで延長します。（当該資金利用者で直接被害のあった事業者に対する利子補給も継続）

##### (2) 対象区域の見直し

令和3年4月1日以降本資金の新規融資申込みは沿岸部の一部の地域を除き、対象地域から除外。

ただし、対象外の地域でも、借換え、宮城産業復興機構または東日本大震災事業者再生支援機構が買取った債権のエグジットに向けたリファイナンスのための新規融資申込みに限り、引き続き利用は可能。

※令和3年4月1日以降の対象区域

仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町、松島町、利府町、塩竈市、岩沼市

##### (3) 新規融資における金融機関のモニタリングの義務化

新規融資を行った場合、半年に一度の金融機関によるモニタリング及びその内容について、信用保証協会への報告を義務付け、取扱金融機関の積極的な関与のもと、早期の業務改善や地域の復興を促す。

##### (4) 新規融資申込みに係る理由書添付の義務化

新規融資の申込みに際しては、申込者において、東日本大震災の影響により経営が安定に支障を来している旨の理由書を作成し、添付することを義務づけ、制度本来の趣旨に沿った利用を促す。

5. 災害復旧対策資金(一般枠)の災害として東日本大震災を引続き指定

「災害関係保証」の適用期限の延長に伴い、当該資金の取扱(指定)期間を令和4年3月31日まで延長する。

6. 制度融資資金条件変更措置実施要綱の改正

既往債務の融資条件の変更措置について、1年間延長する。